

令和6年第5回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年5月27日（月）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第2会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 6番 曾根 大祐 委員
7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員
9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員
11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員

欠席委員

5番 水野 俊弘 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 専決第 1 号 その他	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につ いて 農業振興地域整備計画の変更について 青年等就農計画について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 公共転用届について 現況証明願について 道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社が行う道 路等の設置に係る事業計画書について 生産緑地のあっせん願いについて
--------------------	---	--

開会	(1 5 : 0 0)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和 6 年第 5 回農業委員会を開催させていただきます。
		それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	議長	▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は、2 番、3 番の委員の両名ですのでお願いいたします。
	事務局	本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	議長	本日の会議には 2 名の傍聴の申し出がございました。 何かご意見はございますか。
	議長	(全員異議なし)
	議長	それでは傍聴者をお通しください。
		(傍聴者入室)
	議長	傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。
		それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 ページをご覧ください。
		番号 1 1 番の申請者による農地の取得について説明します。
		場所につきましては 1 ページの下段地図をご覧ください。
		申請地は、図書館から北に約 1 0 0 m に位置する農地で、登記地目、現況地目はいずれも田で、面積は 1 , 1 2 8 m ² です。
		申請者は本郷町古郷にお住まいで、年齢は 5 7 歳です。
		譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難な状況で、譲受人は増反の為に農地取得をするものになります。申請者の営農状況ですが、年間 1 5 0 日農作業に従事しており、農作業暦は 2 0 年で、申請者の他に同居の家族において、妻が年間 1 0 0 日、母が年間 1 0 0 日、農作業に従事しており、所有する農地は全て適正に管理されております。
		農業用機械は、耕運機を保有しています。申請地では野菜の栽培を予定しています。

		農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地取得に関して特段支障ございません。 続きまして、12番の申請者による農地の取得について説明します。 場所につきましては2ページの地図をご覧ください。 申請地は、福友病院から北西に約50メートルに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で、面積は458㎡です。 申請法人は、高齢者や障がい者を支援する活動を主とし、愛知県内に複数の施設があり、刈谷市の施設では、農地で野菜の栽培も行っております。 申請地は、申請法人の施設から徒歩3分以内の近傍地であり、施設利用者のほ場として活用する計画となっています。 障がい者が農業分野で活躍することを通じ、社会参画を実現することを目的として、取得の申請をするものです。 申請地では野菜の栽培を予定しております。 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合は原則として許可することができないとされておりますが、例外として許可することができるものがあります。農地法第3条第2項第2号において「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合については、許可することが可能となります。農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地取得に関して特段支障ございません。 議案第1号の説明は以上です。 議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
	議長	

	議長 事務局	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。 番号 6 番の案件について 3 ページをご覧ください。 申請地は、日進市立南小学校の南に位置する 4 筆で、登記地目・現況地目はいずれも畑で面積は 4 筆合わせて 3 4 1 m²です。 申請者は現在、名古屋市天白区の賃貸住宅に居住しておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住居では手狭であるため、日進市内に一戸建て住宅の建築を計画したことになります。申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、父親が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。 排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 農地法第 5 条第 2 項第 1 号の農地区分については、原則転用可能である、3 種農地と判断されますので支障ありません。第 2 号から 5 号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第 2 号についての説明は以上です。 議長 議案第 2 号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ということで、議案第 2 号については、原案のとおり可決とします。
--	----------------------	---

	議長	続きまして、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
	事務局	事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 5 番の案件について 4 ページをご覧ください。 対象地は、赤池駅から北に約 2 5 0 メートルの位置に所在する 4 筆になります。この生産緑地は、申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。
	議長	議案第 3 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	今まで申請地は誰が耕作していたか。申請地の現況はどうか。
	事務局	申請者が耕作をしていました。故障までは耕作されていたと思われる現状です。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
	事務局	それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。 5 ページをご覧ください。 2 番の申出者による案件について説明します。場所につきましては、6 ページの地図の下の方をご覧ください。 申出地は日進消防署から南に約 1 7 0 メートルの位置に所在し、登記地目・現況地目は田で、面積は 1 1 1 m²です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和 4 5 年度に事業完了

		した「県営ほ場整備事業日進地区第4工区」に該当します。 申出地西側に隣接する住宅は、昭和58年に建築されましたが、測量がされた結果、住宅の一部が農地にはみでていることが判明した為、その部分について除外の申出がなされたものになります。 場所は農用地内ですが、既存の住宅の拡張であり、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、3番の申出者による案件について説明します。場所につきましては、6ページの地図の上の方をご覧ください。 申出地は日進消防署から北西に約300メートルの位置に所在し、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は964㎡です。土地改良事業の実施状況ですが、昭和45年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第4工区」に該当します。 申出者の法人は、平成6年に設立し、自動車の売買・整備・修理・リース等を行っております。申出者の事業所が、申出地の北側道路を挟んだ対側にあり、事業所の敷地内には、事務所、修理工場、販売用と修理待ち車両の駐車場があります。従業員用の駐車場が不足しており、早急に従業員用の駐車場を必要とすることから、必要台数を確保でき、事業所から近く効率よく活用が出来る申出地をやむをえず選定したものです。除外後の転用計画につきましては、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。 場所は農用地内ですが、事務所からの距離も近く、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。
--	--	--

		以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、4番の申出者による案件について説明します。場所につきましては、7ページの地図をご覧ください。 申出地は日進市中央福祉センターの南に位置し、当申請者である社会福祉法人施設に隣接する農地で、登記地目・現況地目は畑で、面積は1,240㎡です。土地改良事業の実施状況ですが、昭和46年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第5工区」に該当します。 申出者の法人は、平成17年に設立し、生活介護事業を行っております。申出地北側に生活介護事業所があり、障害福祉サービス及び老人居宅介護事業の事業所、生活介護事業におけるカフェも併設しております。現在、敷地内に職員用駐車場が確保出来ておらず、周辺の駐車場も借りていますが足りず、敷地内の通路スペースに詰め込み駐車をしている現状があります。そこで、施設に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、施設に隣接することから防犯面に優れ効率よく活用が出来る申出地をやむをえず選定したことになります。 除外後の転用計画につきましては、碎石を敷き、表面水は自然浸透させる計画となっており、擁壁で敷地が囲われていることから周辺の農地への影響はないと思われます。 場所は農用地内ですが、施設に隣接し、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。周辺の農業用施設の機能には支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、5番の申出者による案件について説明します。場所につきましては、8ページの地図をご覧ください。 申出地は福友病院からの北に50メートルの位置に所在する4筆で、登記地目・現況地目はいずれも田で、合計面積は2,310㎡です。4筆のうちの1筆については、病院の建て替えの為に車両置き場として、一時的な転用許可を取り駐
--	--	--

		車場として利用しているところです。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和 5 3 年度に事業完了した「団体営ほ場整備北新田地区」に該当します。 申出者の法人は、昭和 5 9 年に設立し、病院・診療所等の運営を行っております。老朽化した建物を建て替え完了し、診療科目を増設するとともに職員数を増やすことになったため、従業員用駐車場の確保が必要となっています。現在、運営する病院の駐車場を、敷地内と敷地外に 3 カ所設けていますが、従業員用駐車場が不足しており、病院敷地内の通路や白線のない場所に車両を駐車している現状があり、万が一の事故が起きる前に早急に従業員用の駐車場を必要とすることから、病院から近く必要台数が確保できる申出地において除外の申出がされたものになります。 除外後の転用計画につきましては、砕石舗装とし、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。 場所は農用地内ですが、病院から近く、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。周辺の農業用施設の機能には支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第 1 3 条 2 項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、6 番の申出者による案件について説明します。場所につきましては、9 ページの地図をご覧ください。 申出地は、日進市東中学校から西に約 2 0 0 m の位置に所在し、登記地目・現況地目いずれも田で面積は 2, 1 4 8 m²です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和 4 5 年度に事業完了した「県営ほ場整備事業 日進地区第 1 工区」に該当します。 申出者は、平成 2 4 年に設立し、本社を日進市岩崎町に置く建設資材の販売会社であり、日進市を中心に、愛知県・岐阜県・三重県を業務区域としています。申出地の隣接地と瀬戸市に既存資材置場がありますが、置場が大幅に不足していること、また、販売店として、顧客が利用しやすいよう、十
--	--	--

		分な面積を必要とすることから、本社がある日進市の既存資材置場の隣接地である申出地において、除外の申出がなされたものになります。計画では、既存施設と地盤高を合わせ、砂利を敷き、周囲には囲いを施し、事業地内に集水桝を設け、南側の道路側溝へ排水する計画となっております。 場所は農用地内ですが、既存の資材置場の拡張であり、規模についても必要性が認められることから、支障はございません。農振農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。また、周辺の農業用施設の機能に支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。 続きまして、7番の申出者による案件について説明します。 場所につきましては、7ページの地図をご覧ください。 申出地は、日進市図書館の東に位置し、登記地目・現況地目いずれも田で面積は3,017㎡です。 土地改良事業の実施状況ですが、昭和46年度に事業完了した「県営ほ場整備事業 日進地区第5工区」に該当します。 申出者は、日進市長で、現在、日進市の職員用駐車場は、自家用車での通勤をする者が殆どであることから、やむをえず利用者駐車場にも駐車をしなければならない現状があります。利用者駐車場と職員用駐車場の切り分けをするため、市役所及び図書館周辺において、徒歩圏内で利用でき、不足分を充足できる駐車場が早急に必要である為、除外の申出がなされたものになります。 計画では、現状の地盤高を変えずに砕石を敷き、排水は敷地内に集水桝を設け西側の道路側溝へ排水する計画となっております。 農用地内ですが、既存施設から近く、規模について必要性が認められることから、支障はございません。また、農用地の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積にも支障はないと思われます。周辺の農業用施設の機能に支障はございません。以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、満たしていると思われます。
--	--	--

	議長 委員 事務局 委員 事務局 議長 議長 事務局	議案第４号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 番号５について、駐車場を見越しての一時転用であったのではないか。 駐車場を見越しての一時転用かは分かりません。 番号３の土地は９６４㎡も必要か。 駐車台数から妥当な範囲かと思われます。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第４号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第４号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第５号「青年等就農計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第５号の青年等就農計画について説明します。 認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の基礎を確立しようとする「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。 青年等就農計画の認定にあたっては、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。②その計画が達成される見込みが確実であることというのがポイントであり、農業委員会にも意見を伺うことになっております。 それでは、１件の計画書の提出がありますので、説明いたします。 計画書は別添になります。 １枚目、申請者は現在３７歳で小牧市に在住しております。 申請者は、美浜町にて、いちご栽培・販売の法人に勤めていましたが、令和５年７月に退職しています。 日進市内の知人のイチゴ農家の手伝いをしながら、自身もイチゴ苗の栽培を行う計画をしているものです。
--	--	---

		農地については、所有地はありませんが、耕作放棄地の農地の所有者と貸借の合意が取れており、その権利設定については来月の議案にあがる予定であります。 経営を始めて間もない時期の所得確保や設備の初期投資の際の制度資金の活用を視野にいて、今回の申請に至ったものです。 将来の農業経営の構想ですが、前職での経験を活かし、イチゴ苗の栽培を行い、市内及び前職で繋がりのあるイチゴ農家に販売を行い、販路拡大後は生産規模の拡大を目指しております。 5年後の目標ですが、作付け面積は7 a、農業所得約430万円、年間労働時間を1,600時間としています。 2枚目、表面に目標達成する為に必要な措置とその事業費及び活用する資金の予定が記載されております。 農業経営の構成としては、本人とその母親の2人で、市内の知人のイチゴ農家をイチゴ農家の閑散期に雇用する予定です。 2枚目裏面の、技術・知識の取得状況ですが、平成27年9月から7年間美浜町の、令和4年から1年間、に勤めており、一通りいちごの栽培技術を習得していることを確認しております。 日進市の基本構想に照らし、計画は適切なものと判断され、計画が達成される見込みについても、愛知県尾張農業改良普及課の指導の元に計画が作成されたことにより、無理のないものと判断されます。 今後、将来にわたって、農業経営を安定かつ効率的に行える期待ができると考えており、青年等就農計画を認定することに支障はないものと思われます。 議案第5号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 申請者が日進市で就農するメリットは何か。また、怪我等を負った際の融資等の返還はどうなっているのか。 日進市内に元同僚である就農者がおり、閑散期に相互に協力をするとのことでした。 融資等の返還については日本政策金融公庫が窓口機関であるため、正確に把握しておりません。
	議長	
	委員	
	事務局	

	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第５号「青年等就農計画について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第５号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告) ・専決１号 ５条届出 ２４件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
	事務局	続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。 (事務局からその他について一括で報告) ・公共転用届について ・現況証明願について ・道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社が行う道路等の設置に係る事業計画書について ・生産緑地のあっせん願いについて
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。
	事務局	事務局よりその他事務連絡などがありましたらお願いします。 ・相続登記の義務化について ・来月の農業委員会 ６月２７日 午後３時 本庁舎４階第１会議室 それでは、これをもちまして、令和６年第５回農業委員会を終了させていただきます。
	(１６：００)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。